

専門医更新認定条件変更について

9月18日に開催された理事会において、当学会専門医更新認定条件につき、同委員会規則11条および委員会規則施行細則15条について、同第23条に従い、委員会の議決を経て、理事会において賛成多数で可決され、理事長承認となりましたので、9月18日付けで一部改正しました。改正点は、下記の通りです。

- 更新に必要な点数は5年間で75点とする
- ・学術研修会出席
 - 日本美容外科学会 15点
 - その他の医学会分科会に属する関連領域の学会（国内のみ 学会参加証を提出） 8点
- ・学会発表
 - 特別講演・シンポジウムなど 8点
 - 座長・筆頭発表 6点
 - 共同発表（2名まで） 3点
- ・論文・原著・著者掲載誌（学術的・医科向けのものに限る）
 - 筆頭 15点
 - 共同 5点

弁護士さんに聞いてみよう!

回答:林 俊孝 弁護士

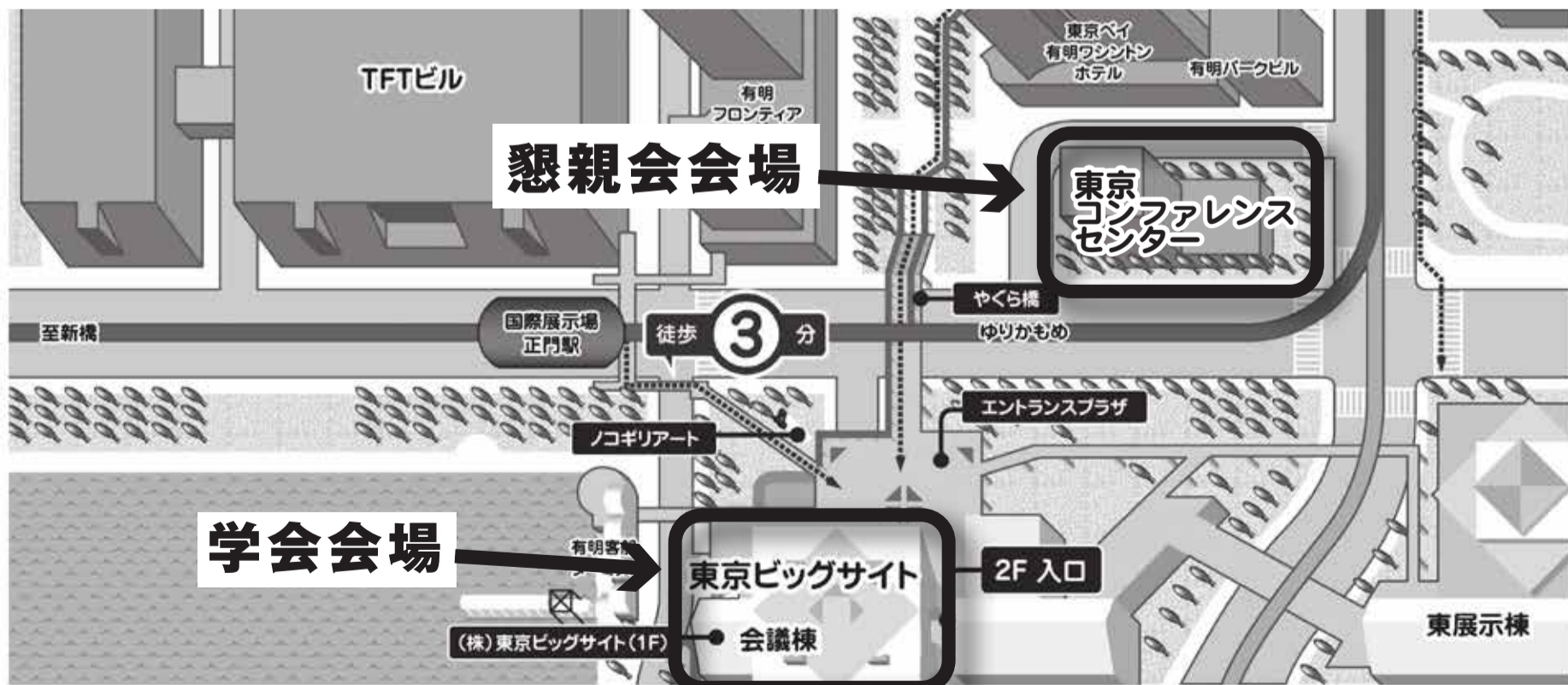
Q. 未払治療費が発生した場合、どのように対応すればいいですか？

A. 美容外科に限らず医療費の未払問題は医療機関にとって頭の痛い問題です。もちろん契約どおりに支払う方が大半だと思いますが、中には度重なる催告にも無視を決め込む患者も存在します。そこで、以下の対応策について要点を絞ってご説明します。

- 1) 未払患者への対応
 - 以下の①～⑤で対応されるのが一つのモデルケースです。もちろん、各院・未払患者の状況に応じて適宜手続を省略する等カスタマイズされるとよいでしょう。
 - ① 電話、来院の際の催告
 - ② 内容証明郵便の発送
最初は各院の名義で送付し、それでも効果がない場合は弁護士に依頼し弁護士名で送付するとよいでしょう。私の経験では、未払患者の3割前後が弁護士名での送付により支払ってきました。
 - ③ 支払督促手続
訴訟と異なり書類審査が原則の比較的簡易な手続です。裁判所から支払督促書面が送られる点で未払患者はより支払へのプレッシャーを受けると思われます。契約内容や金額に争いが無いような場合はこの手続をとると良いでしょう。もっとも、未払患者側が2週間以内に異議を出す通常訴訟に移行してしまいますので未払患者の争う姿勢の見極めが必要です。なお、この手続は、本などを調べ自身で行う方もいらっしゃるようです。
 - ④ 少額訴訟手続、通常訴訟等
 - ⑤ 強制執行
- 2) 予防について
ひとたび未払となると、かなり煩雑な手続が必要となります。かといって未払のまま放置しておけば、いずれ経理上・経営上の難題となりかねません。そこで、いかに未払の発生を抑えるかという予防が問題になります。予防のために有効なものとしては、たとえ少額の未払であっても放置せず、毅然とした態度を示すことによる抑止効果があげられます。もっとも、ごく少額の場合にも弁護士等に依頼すると費用倒れになることもありますので、例えば少額の場合は電話等での催告と各院名義での内容証明郵便の発送にとどめるなど費用対効果を検討し、適切な方法を選択することが重要です。
- 3) 1)での対応のための準備
 - ① 証拠の準備→診療契約(契約書雛形の作成)、金額の立証に役立つ書面等の準備
 - ② 患者情報の取集→連絡先住所等の事前確認、クレーム等の状況の把握

◆ 会員の皆様からのご質問を受けております。事務局までご連絡ください。(会員番号を忘れずをお願いします)◆

第103回日本美容外科学会 会場地図 (東京ビッグサイト)



協賛企業一覧

順不同 (2014年9月25日現在)

ハンスバイオメド株式会社	株式会社イリヨーキ	MEDSTAR FORCLINIC	株式会社カキヌマメディカル
株式会社メディカルロジック	PRSS JAPAN 株式会社	ワイズ・インターナショナル株式会社	エスピオ・ジャパン株式会社

2014年
10月1日(水)
第014号

一般社団法人 日本美容外科学会
〒104-0061 東京都中央区銀座
8-10-8 銀座8丁目10番ビル6階
Tel.03-3571-1270



日本美容外科学会新聞

JAPAN SOCIETY OF AESTHETIC SURGERY
JAPAN FOUNDATION OF AESTHETIC MEDICINE

日本美容外科学会
公式新聞

今月号の
主なお知らせ

第103回日本美容外科学会
ご案内

第103回日本美容外科学会 ご案内

会期
2015年6月6日(土)・7日(日)
会場
東京ビッグサイト 会議棟 1F

〒135-0063 東京都江東区有明3-11-1 TEL:03-5530-1111 (代表) <http://www.bigsight.jp/>

ご挨拶

この度、第103回日本美容外科学会会長に任命して頂きました。SBCメディカルグループ 総括院長 相川佳之です。

2000年に湘南美容外科クリニックを立ち上げ、現在では国内40クリニック海外1クリニック(ベトナム ホーチミン)美容外科だけでなく、眼科、血管外科、婦人科、整形外科クリニックをスタッフ1200名と運営しております。

2022年までに総合病院を建てたいというビジョンで将来はSBCをアメリカのメイヨークリニックのように医学部や看護学部を持った医療法人になる事が私の人生ミッションです。今回103回学会会長に任命していただき大変光栄に思うと同時に大きな責務を感じております。しかし、やるからには皆さまに来てよかったと言って頂ける学会にしたいと思っております。

まず、私の過去の14年のクリニックの経営経験から学会長講演として、マーケティング、ブランディング、採用、教育、活性化など経営ノウハウを出し惜しみなくお話する事をお約束します。私以外にも医療経営に関するノウハウを持つドクターの発表も予定しておりますので開業医や開業を考えているドクターにとっては今までになく経営について勉強できる学会となるでしょう。

また、発表の内容充実にも力をいれて一つでの2つでも意味のある情報を手に入れて頂きたいと思っておりますので是非ご期待下さい。



第103回日本美容外科学会
学会長 相川佳之

◆ 演題募集要項 (全て日本語・英語を併記してください)

抄録提出期限:**2014年12月31日 (一次募集締切)**

1. 発表者氏名(ふりがな)
2. 医療機関名
3. 医療機関所在地
4. 演題名
5. 抄録
6. 連絡先住所・電話番号・FAX番号・メールアドレス

※ 1から5は学会の前に発送されるプログラム・抄録集に掲載されます。※ 共同発表の場合には、演者名に下線を付してください。

※ ○で囲った数字(①、②など)は文字化けする可能性がありますので使わないで、(1)、2などと表記するようにしてください。

※ 別紙の演題申込書を事務局へFAXし、同一内容をメールにてお送りください (E-mail: jsas@mac.com)。

※ 演題発表の申込みは、学会の参加登録をした方に限り受付けます。

※ 使用機材:コンピュータプレゼンテーションのみ可能。データをUSBメモリまたはCD、DVD等に入れてお持ち下さい。

演者発表時間:10分(演題発表の7分、前演者との交代時間&質疑応答等の時間として3分設けます)

◆ 参加申込み

別紙の参加申込書に楷書で氏名・住所・電話・FAX番号・所属機関名・性別・参加種別(医師・歯科医師または一般参加)を和文英文併記の上、

2015年3月31日までにFAXまたはメールにて申込み、学会参加費をお振込みください。

※ 学会参加費:2015年3月31日までに振込みください。

2015年3月31日までの事前申込み:医師(歯科医師を含む):20,000円、一般参加者(医師・歯科医師を除く):10,000円

2015年4月1日以降の事前申込み:医師(歯科医師を含む):30,000円、一般参加者(医師・歯科医師を除く):15,000円

2015年5月20日以降は当日申込みに準じる扱い(名札は御自身で記入、参加証が必要な先生は学会当日申請)と成りますので、早めにお申し込みください。

◆ 出展協賛企業募集

下記事務局までお問い合わせください。

◆ 日本美容外科学会事務局

〒104-0061 東京都中央区銀座8-10-8 銀座8丁目10番ビル6階 一般社団法人 日本美容外科学会事務局 田口 順一郎

Tel: 03-3571-1270/ Fax: 03-3571-3116 E-mail: jsas@mac.com